

緑丘公民館管理規則

(目的)

第1条 この規則は緑丘公民館（以下「公民館」という）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用期間及び時間)

第2条 公民館を引き続き使用できる期間は、3日までとし、使用時間は午前9時から午後9時30分までとする。ただし、特に事情があり町会長が認めたものについては、この限りでない。

(使用の許可)

- 第3条
1. 公民館を使用しようとする者は、使用申込書（第1号様式）により、町会長の許可を受けなければならない。
 2. 前項の規定による公民館の使用の許可は、使用許可書（第2号様式）を当該申込者に交付して行うものとする。
 3. 許可に係る事項を変更しようとするときは、口頭により申し出て、町会長の許可を得なければならない。
 4. 町会長は、公民館を使用しようとする者が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める場合又は管理上支障があると認められるときは、使用を許可しない。
 5. 町会長は、第1項の許可をする場合において、公民館の管理上必要があるときは、その使用について条件を付すことができる。

(取消しの手続き)

第4条 許可を受けた者（以下「使用者」という）が公民館の使用又は変更の許可を取り消しようとするときは、遅滞なく町会長に申し出るとともに当該許可証を返還しなければならない。

(使用権の譲渡の禁止)

第5条 第3条第1項の許可を受けた使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の施設の設置)

第6条 使用者は、公民館に特別の設備をし、又は設備を変更しようとするときは町会長の許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第7条 町会長は、公民館の使用者の遵守事項を定め、及び公民館の管理上必要があるときは、そ

の利用者に対し、そのつど適宜な指示をすることができる。

(使用条件の変更、使用の停止及び許可の取消し)

第8条 町会長は、使用者が次の各号の1に該当する場合又は公民館の管理上特に必要があるときは、許可に係る使用の条件を変更し若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条第5項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項、若しくは支持に違反したとき。
 - (2) 第5条の規定に違反したとき。
 - (3) 使用料を納期限までに納入しないとき。
 - (4) 不正の手続きによって許可を受けたとき。
2. 町会長は、使用者が前項各号の1に該当する理由により、同項の処分によって損失をうけることがあっても、その責を負わない。

(原状回復)

第9条 使用者は、その使用を終ったときは、すみやかに当該施設を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により使用停止又は許可の取消しの処分を受けたときも同様とする。

(損傷等の報告と損害賠償)

第10条 使用者は、自己の責に帰すべき理由により、その使用中に公民館の設備若しくは施設を損傷し、又は備品を亡失し、若しくは損傷したときは、ただちにその旨を町会長に届出てその指示を受けなければならない。前項の損傷等が発生し町会長の指示があった場合は使用者はこれを修理し又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料及び納期)

- 第11条
1. 使用者は、別に定めるところにより、使用料を納入しなければならない。またその納期は、当該許可のあったときとする。
 2. 備品の貸出し、別に定めるところにより、使用料を納入しなければならない。またその納期は、当該許可のあったときとする。

(使用料の減免と還付)

- 第12条 町会長は、第3条第1項の許可に係る使用が次の各号の1に該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。
- (1) 町会長、若しくは町内会員が組織する公的団体が、その本来の目的のために使用する時。
 - (2) 市、県等の行政機関が地区住民のために直接使用するとき。

- (3) 前号のほか、特別の理由があると認められるとき。
2. 既納の使用料は還付しない。但し、次の各号の1に該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付する。
- (1) 公民館の管理上特に必要があるため、使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責に帰すことができない理由により公民館を使用することができないとき。

第13条 公民館の管理に関し、特に必要な事項は別に細則によってこれを定めることができる。

(付 則)

この規則は昭和49年9月8日より施行する。

- 改正 昭和54年4月22日 本規則の改廃は班長会議により定める。
- 改正 昭和59年4月15日 本規則の中に管理委員会の「委員長」という。を削除し、町会長と改める。
- 改正 昭和59年4月15日 本規則の改廃は総会により定める。
- 改正 昭和59年4月15日 別表 料金改定
- 改正 平成10年10月19日 別表 使用時間改定
- 改定 令和8年3月8日

別 表

使 用 料

室 名	午前 (9時~12時)	午後 (1時~5時)	夜間 (6時~9時30分)
大会議室 (1階ホール)	2,000円	3,500円	4,000円
和 室	2,500円	4,000円	4,500円

備 品 使 用 料

備 品 名	1回1日分	金額	備考
座卓	1卓	200円	
テント	1張	500円	約3m×4m
座ブトン	1枚	50円	

緑丘公民館管理細則

(趣 旨)

第1条 この細則は緑丘公民館管理規則（以下「規則という」）第13条の規定に基づき公民館の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間の延長と使用料)

第2条 使用時間の延長は原則として認めないが、止むを得ず延長しようとするときは町会長に口頭で申し出て許可を受け延長のための使用料を別に納付しなければならない。

(使用料の減免範囲)

第3条 規則第12条第3号による町会長が特に認める減免の対象とする範囲並びに減免率は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|--------------|
| (1) 会員だけで組織している任意団体 | 規定料金の3/4以内 |
| (2) 会員が主体となり構成している任意団体 | 規定料金の2/3以内 |
| (3) 規則第12条第1号による減免対象となっている公共団体の関連上位団体 | 規定料金の1/3以内 |
| (4) 会員が福祉的事業等に使用する場合 | 規定料金の10/10以内 |
| (5) 前各号に掲げるもののほか、これと同等以上と判断できるもの。 | 規定料金の10/10以内 |
| (6) 備品貸出しの場合は、規定料金とする。 | |

(使用料金)

第4条 規則第3条第5項により付することのできる条件は、おおむね次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 使用時間
- (2) 使用方法
- (3) 使用人員

(付 則)

この細則は昭和49年10月1日より施工する。

改正 昭和54年4月22日

改正 昭和59年4月15日 委員長を町会長に改定

改正 令和8年3月8日